

○入善町民間宅地開発事業補助金交付要綱

平成7年3月30日

入善町告示第10号

改正 平成10年9月1日告示第47号

平成17年3月11日告示第6号

平成20年4月1日告示第27号

平成20年8月11日告示第51号

平成23年3月30日告示第17号

平成25年3月29日告示第36号

平成28年3月31日告示第28号

令和4年3月31日告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、良質な住宅用地の供給と団地内の優良な公共施設の整備を図るため、入善町補助金等交付規則(昭和35年入善町規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、民間が実施した宅地開発事業の公共施設整備に対する補助金の交付及び当該住宅用地の購入に対する補助金の交付に関し必要な事項を定め、定住化の誘導、人口流出の抑制及び活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(平10告示47・全改)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、町内において住宅団地の造成事業を行う者をいう。
- (2) 住宅団地とは、入善都市計画区域内で新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地であって、一団地内の住宅用地の区画数のおおむね80パーセントについては、一区画あたりの住宅用地面積が230平方メートル以上で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。
 - ア 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住宅専用地域又は第一種住居地域の指定を受けた地域で、一団地の面積が1,500平方メートル以上であるもの
 - イ 一団地の面積が5,000平方メートル以上であるもの
 - ウ 現に利用されていない土地(田又は現況地目が田のものを除く)で、一団地の面積が

2,500平方メートル以上であるもの(ただし、転用許可が下りて2年以内の土地は除く。)

- (3) 公共施設とは、住宅団地内の道路(幅員が側溝を含み、6メートル以上であり、かつ舗装されていること。)、公園、緑地、広場、側溝(コンクリート製で内壁幅員が25センチメートル以上のもの。)及び消雪設備で、公共の用に供する施設をいう。
- (4) 宅地購入者とは、第15条に規定する認定団地において、居住の目的で販売業者より住宅用地を購入し所有権移転登記が完了した法人以外の者をいい、その画地に一戸建て住宅が建築され住人がいる場合をいう。
- (5) 町外者とは、第6条の交付申請日以前に、3年以上継続して入善町外に住所を有していた者をいう。
- (6) 子育て世帯とは、中学校3年生(中学校に準ずる学校の同学年を含む。)以下の子を養育する世帯をいう。

(平10告示47・平17告示6・平20告示27・平20告示51・平23告示17・一部改正)

(補助金の交付)

第3条 町長は、住宅団地の造成に係る公共施設の整備に要する経費及び当該宅地の購入に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(平10告示47・全改)

(交付の対象者、対象経費、算定基準及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象者、対象経費、算定基準及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。

(平10告示47・一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業者にあつては、規則第4条に規定する補助金交付申請書に事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)を添付、宅地購入者にあつては、民間宅地開発事業補助金(宅地購入者補助金)交付申請書(様式第3号)に土地売買契約書の写し、土地及び建物の全部事項証明書、建築物の検査済証の写し並びに住民票謄本の写しを添付して申請しなければならない。

(平10告示47・全改、平23告示17・一部改正)

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 町税又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条に規定する使用料を滞納していない者であること。

(平20告示27・平20告示51・一部改正)

(軽微な変更)

第7条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業費又は事業量の10パーセント以上の変更をすること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第6条に規定する実績報告書に添付すべき書類については、事業者にあつては、事業実績書(様式第4号)、収支精算書(様式第5号)とする。

(平10告示47・全改)

(住宅団地に付す条件)

第9条 補助金の交付を受けて住宅団地造成事業を行おうとする事業者は、住宅団地のなかに公園、緑地又は広場を設け、かつ植栽しなければならない。ただし、造成する住宅団地の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、この限りでない。

(平10告示47・平20告示51・一部改正)

(事業の調査等)

第10条 町長は、補助事業の施行に関し、必要な調査、指導及び検査を行うことができる。

(平10告示47・全改)

(関係書類等の整備及び保管)

第11条 事業者は、補助事業に係る予算関係書類、若しくは当該事業に係る収支を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、保管しなければならない。

(平10告示47・追加)

(補助金の返還命令)

第12条 町長は、規則第10条に定める事項の他、次の各号いずれかに該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業者及び宅地購入者が当該補助金交付要綱に定める各条項に反したとき。
- (2) 宅地購入者が5年以内に住宅を売り払い、又は住所地を変更したとき。

(平10告示47・追加、平23告示17・一部改正)

(事前協議)

第13条 補助金の交付を受けて住宅団地造成事業を行おうとする事業者は、あらかじめ次に掲げる書類を町長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 住宅団地造成に係る公共施設的设计図書
- (2) 住宅用地の分譲予定価格書及び計算書
- (3) 住宅団地の排水施設計画書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(平10告示47・追加)

(宅地購入者補助金交付対象団地の認定)

第14条 宅地購入者補助金交付対象団地の認定を受けようとする事業者は、入善町民間宅地開発事業補助金(宅地購入者補助金)交付対象団地認定申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(平10告示47・追加)

(認定通知)

第15条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、第2条第1号から第3号の規定に適合すると認めたときは、認定団地として認定書(様式第7号)により通知するものとする。

(平10告示47・追加)

付 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成10年9月1日告示第47号)

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日告示第6号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第27号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月11日告示第51号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第17号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年3月31日までに第15条の規定により認定された住宅団地にかかる補助金に関する改正前の規定は、平成28年3月31日まで適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第28号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日までに町外者が購入した住宅用地にかかる補助金は、平成33年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。

(適用関係)

- 3 改正事項中、中学校3年生(中学校に準ずる学校の同学年を含む)以下の子を養育する世帯に対する100千円を加算する改正部分は、平成28年4月1日以降に住宅用地を購入した者に適用する。

附 則(令和4年3月31日告示第18号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(適用関係)

- 2 改正後の住宅用地の購入の規定は、この告示の施行の日以後に購入したものについて適用し、同日前に購入したものについては、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

(平10告示47・全改、平17告示6・平20告示27・平25告示36・平28告示28・令4告示18・一部改正)

対象者	対象経費	算定基準	補助金額
事業者	道路舗装に要する経費(幹線道路への取付道路を含む。)	道路の舗装の面積1平方メートルにつき4,000円を乗じて得た額	補助金の額は、対象経費の実支出額と算定基準により
	公園、緑地、広場の整備及び植栽に要する経費	(1) 整備費 公園、緑地、広場の面積1平方メートルにつき1,600円を乗じて得た額 (2) 植栽費 公園、緑地、広場の面積1平方メートルにつき1,000円を乗じて得た額	各々算定した額の合計額とのいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は1住宅団地について、第2条(2)ア又はイに該
	側溝の整備に要する経費	側溝の延長1メートルにつき16,500円を乗じて得た額	当する場合は5,000千円を、ウに
	道路消雪の整備に要する経費(井戸及び附属施設を除く。)	消雪管の延長1メートルにつき22,000円を乗じて得た額	該当する場合は2,500千円を限度とする。
	その他町長が必要と認めるもの		
宅地購入者	住宅用地の購入に要する費用	住宅用地の購入日から5年を経過していないこと。	宅地1画地につき200千円
		入居する世帯全員が町外者である場合	1世帯あたり500千円を加算
		交付申請時に子育て世帯である場合	1世帯あたり100千円を加算

様式第1号(第5条関係)

事業計画書

(単位：千円)

団地の所在	総面積	事業費	負担区分			備考
			町補助金	借入金	自己資金	

団地の概要

団地の名称				分譲の形態	宅地分譲	区画
住宅団地区画	総区画数	区画				建売分譲
	1区画あたり面積	230m ² 以上	区画	団地造成予定年月日	着工	平成 年 月 日
		230m ² 未満	区画		完了	平成 年 月 日
	平均区画面積	m ²		分譲予定年月日	開始	平成 年 月 日
その他の区画	用途				完了	平成 年 月 日
公共施設	面積	m ²		分譲の価格(宅地)	1m ² あたり	円/m ² から 円/m ²
	道路舗装面積	m ²			1区画あたり	千円から 千円
施設	公園等面積	m ²		分譲の価格(建売)	平均建物ののべ床面積	m ²
	側溝延長	m			価格	千円から 千円
	消雪延長	m		備考		

添付書類

- 1 住宅団地造成にかかる公共施設の設計図書
- 2 住宅団地の排水施設計画図書
- 3 住宅用地の分譲予定価格書及び計算書
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
町 補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
計		

支出の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	備 考
用 地 費		
盛土整地費		
給水工事費		
排水工事費		
側溝工事費		
道路工事費		
公園工事費		
消雪工事費		
電気工事費		
測量費		
その他工事費		
人件費		
広告料		
負担金		
事務費		
その他		
支払利息		
計		

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

入善町長 殿

住 所
氏 名 印

年度入善町民間宅地開発事業
補助金(宅地購入者補助金)交付申請書

このことについて、入善町民間宅地開発事業補助金(宅地購入者補助金)を受けたいので、入善町補助金等交付規則により補助金を交付下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 土地売買契約書の写し
- (2) 土地及び建物の全部事項証明書
- (3) 建築物の検査済証の写し
- (4) 住民票謄本の写し

様式第4号(第8条関係)

事業実績書

(単位：千円)

団地の所在	総面積	事業費	負担区分			備考
			町補助金	借入金	自己資金	

団地の概要

団地の名称		区画		分譲の形態	宅地分譲	区画
住宅団地区画	総区画数	区画		団地造成 予定年月日	着工	平成 年 月 日
	1区画あたり 面積	230m ² 以上	区画		完了	平成 年 月 日
		230m ² 未満	区画	分譲の形態	開始	平成 年 月 日
	平均区画 面積	m ²		分譲予定 年月日	完了	平成 年 月 日
その他の区画	用途			分譲の 価格 (宅地)	1m ² あたり	円/m ² から 円/m ²
	面積	m ²		1区画 あたり		千円 から 千円
公共施設	道路舗装 面積	m ²		分譲の 価格 (建売)	平均建物の のべ床面積	m ²
	公園等 面積	m ²		価格		千円 から 千円
	側溝延長	m		備考		
	消雪延長	m				

添付書類

- 1 出来高管理図
- 2 確定測量図
- 3 工事写真(着工前・着工中・完成)
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	精 算 額	備 考
町 補 助 金			
借 入 金			
自 己 資 金			
計			

支出の部

(単位：千円)

区 分	予 算 額	精 算 額	備 考
用 地 費			
盛土整地費			
給水工事費			
排水工事費			
側溝工事費			
道路工事費			
公園工事費			
消雪工事費			
電気工事費			
測量費			
その他工事費			
人件費			
広告料			
負担金			
事務費			
その他			
支払利息			
計			

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

入善町長 殿

住 所

氏 名

印

入善町民間宅地開発事業補助金(宅地購入者補助金)
交付対象団地認定申請書

このことについて、入善町民間宅地開発事業補助金(宅地購入者補助金)の交付対象団地であることについての認定をうけたいので、入善町民間宅地開発事業補助金交付要綱第14条の規定により申請します。

記

- 1 住宅団地の名称
- 2 住宅団地の場所
- 3 住宅団地の面積
- 4 住宅団地の区画数

平方メートル

区画

様式第7号(第15条関係)

認 定 書

入 建 第 号
年 月 日

入善町長

下記の住宅団地は、入善町民間宅地開発事業補助金(宅地購入者補助金)の交付対象団地であることについて認定したことを証する。

記

- 1 認 定 番 号 年 月 日 入 建 第 号
- 2 住宅団地の名所
- 3 住宅団地の場所
- 4 住宅団地の面積 平方メートル
- 5 住宅団地の区画数 区画

様式第1号(第5条関係)

(平10告示47・全改)

様式第2号(第5条関係)

(平10告示47・全改)

様式第3号(第5条関係)

(平10告示47・全改、平23告示17・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

(平10告示47・全改)

様式第5号(第8条関係)

(平10告示47・追加)

様式第6号(第14条関係)

(平10告示47・追加)

様式第7号(第15条関係)

(平10告示47・追加)